４　規則第９条第１項の届出書の様式

伐 採 及 び 伐 採 後 の 造 林 の 届 出 書

 　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　５年４月３日

 　国東市長　松井　督治　殿

住所　　　国東市国東町鶴川9999

届出人　氏名　　　森林　太郎

電話番号　0123-4567-8910

届出人と同名の場合空欄

住所　　　国東市国東町鶴川9876

森林所有者　氏名　　　国東　二郎

電話番号　0123-9876-4321

（届出人と同名の場合は記入無し）

 森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の８第１項の規定により届け出ます。

　森林の所在場所

|  |
| --- |
| 国見　国東 　国東市 　　 　　　　　　　町 大字　鶴川　小字　１２３４　番地武蔵　安岐 |

該当するものに〇をつける

本伐採における隣接森林との境界確認立会者は

（届出人と同じ・所有者と同じ・下記のとおり）です。

氏名　　　　　　　　　　　　　電話番号**－　　　－**

翌年度より開始（2年間）

伐 採 計 画 書

伐採者氏名

１　伐採の計画

翌年度より開始（5年間）

提出から30日～90日の範囲

伐採の委託があれば記入

|  |  |
| --- | --- |
| 伐採面積 |  0.99 ha(うち人工林　0.99ha、天然林　　ha)  |
| 伐採方法 | 主伐（皆伐・択伐）・間伐 |  | 100 ％ |
| 作業委託先 | （株）国東木材 |
| 伐採樹種 | スギ・ヒノキ |
| 伐採齢 | 30～50 |
| 伐採の期間 | 令和５年６月７日　～　令和５年３月３１日 |
| 集材方法 | 集材路・架線・その他（　　　　　） |
|  | 集材路の場合予定幅員・延長 | 幅員　　　ｍ　・　延長　　　ｍ |

※「伐採の期間」欄には提出日より30～90日後の範囲で記入すること

造 林 計 画 書

造林者氏名　国東　二郎

森林所有者

１　伐採後の造林の計画

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

|  |  |
| --- | --- |
| 造林面積（Ａ＋Ｂ＋Ｃ＋Ｄ） |  0.99　ha |
|  | 人工造林による面積（Ａ＋Ｂ） |  0.99　ha |
|  | 植栽による面積（Ａ） |  0.99 ha |
| 人工播種による面積（Ｂ） |  　 ha |
| 天然更新による面積（Ｃ＋Ｄ） |  　 ha |
|  | ぼう芽更新による面積（Ｃ） |  　ha |
|  | 天然更新補助作業の有無 | 地表処理・刈出し・植込み・その他（ 　　 ）・なし |
| 天然下種更新による面積（Ｄ） |  　 ha |
|  | 天然更新補助作業の有無 | 地表処理・刈出し・植込み・その他（ 　　）・なし |

 　(2) 造林の方法別の造林の計画

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 造林の期間 | 造林樹種 | 樹種別の造林面積 | 樹種別の植栽本数 | 作　業委託先 | 鳥獣害対　策 |
| 人工造林（植栽・人工播種） | R６年４月１日　　　～R８年３月31日 | スギ | 0.99ha | 990本 | 　無し | 無し |
| 天然更新（ぼう芽更新・天然下種更新） | R　年　月　日　　　～R　年　月　日 |  | ha |  |  |  |
|  | ５年後において適確な更新がなされない場合　　　 | R　年　月　日　　　～R　年　月　日 |  | ha | 本 |  | 上記の造林が達成されていない場合の計画（天然更新の場合） |

(3) 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途

|  |
| --- |
|  |

　備考

|  |
| --- |
| 適合通知書の有無（ 必要 、 不要 ）　 |

注意事項

伐採者と造林者が異なり、これらの者が共同して本届出書を提出する場合にあつては、当該伐採者と当該造林者が、伐採及び造林の計画を作成した上で、連名で提出すること。

伐採計画

1. 　伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。

2. 　伐採齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「（○～○）」のように記載すること。伐採の期間が１年を超える場合においては、年次別に記載すること。

造林計画

1. 　造林面積欄には、主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。

2. 　造林樹種欄、樹種別の造林面積欄及び樹種別の植栽本数欄には、複数の樹種を造林する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。

3. 　５年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合における造林の期間等を記載すること。

4. 　鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。

5. 　伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採後５年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ記載すること

6. 　天然林（クヌギ、ブナ、その他広葉樹）の造林を行う際には天然更新、人工林（スギ、ヒノキ、その針葉樹）の場合は植林等の造林方法を記入すること。（国東市森林整備計画に適合する方法が記載されているか）